

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

関東運輸局プレスリリース

令和5年2月17日

京浜急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可 申請事案に関する公聴会の開催の取消について

標記事案に関する運輸審議会主宰の公聴会について、一般公述の申出がなかったことから、開催を取り消します。

運輸審議会は、令和5年1月18日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うために令和5年3月7日に東京都で公聴会を開催することを予定しておりましたが、一般公述の申出がなかったことから、公聴会の開催を取り消すこととなりましたのでお知らせします。

(参考) 公述の申出について

- ・ 発表 令和5年1月26日(木)
- ・ 申出期間 令和5年1月26日(木)～2月9日(木)

なお、同期間に申込みを受け付けておりました傍聴希望については、令和5年2月21日(火)に傍聴券を発送する旨をご案内していましたが、公聴会の開催取消に伴い、準備が整い次第、申込みのあった方に対してその旨を郵送にてご案内します。

また、あわせてお知らせしておりました公述申込書等の当審議会ホームページへの掲載並びに当審議会及び関東運輸局での閲覧についても実施いたしません。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、廣井

(直通) 03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 尾崎、石垣

(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)

(直通) 03-5253-8543